

SNS などを通じて見知らぬ人同士が知り、金銭の貸し借りをすることをうたうもの。個人間融資であっても、反復継続の意思をもって金銭の貸し借りをを行う場合には、貸金業の登録を受ける必要がある。個人を装ったヤミ金融業者により違法な高金利の貸し借りが行われるほか、個人情報が悪用され、

個人間融資

ヤミ金融は あなたのすぐそばに

紹介屋

登録詐称業者

～Vol.1 個人間融資編～

090金融

融資の約束をした後、保証料などと称して手形、小切手、現金などを差し引くなどして返済しないまま連絡を絶ち、だまし取る。融資する前に返済の信用や実績を見せて欲しいと、先にお金を振り込ませ、実際には融資を実行しないでだまし取る。

資金に困った商工業者等に對して、即日で融資することをうたい文句にダイレクトメールやファックス等で勧誘し、勧誘に応じると担保代わりにお金を振り込ませ融資する。⇒ 差入れ手形や小切手の期日が近づくと、最初の業者は厳しく取立てを迫る一方、別の業者から融資の案内が届き、勧められる。⇒ 複数の業者が債務者（借入人）情報を共有しており、同一者に次々と融資を行う。⇒ 債務者の会社を倒産させまいとする弱みにつけ込んでおり、この方法を繰り返して行うことによって、違法な高金利の借入を雪だるま式に増え上らせ、やがては破産に追い込む。

架空請求

押し貸し

システム金融

チケット（高速回数券など）を代金後払いという形で販売し、チケットを指定した金券ショップなどに持ち込むことで現金化させる。業者は一週間後にチケットの販売金額を返済させる。現金化した受取金額と返済金額との差額を利息とみると法外な利息となる。

「消費者金融会社の調査」等の名目で「お金を借りるだけのアルバイト」と称して消費者金融会社から金銭を借り受けさせ、一定のアルバイト料を支払うことで返済はこちからと発行されたカード（暗証番号も）もろとも金銭をだまし取る。集まったお金とカードで返済と借入を繰り返すため、返済が行なわれている間は発覚せず、長期間だまされていることが多くない。

買取屋

チケット金融

整理屋

名義貸し

「ファクタリング」と呼ばれる売掛債権の買い取りを装い、高額な手数料を差し引いた売掛債権の買い取り代金を支払う（貸し付ける）一方、同債権の売り主をして売掛債権を回収させた後、回収した売掛債権を原資として返済させるもの。ファクタリングの契約や売掛債権売買契約において、譲受人に償還請求権や買取請求権が付いている場合、売掛先への通知や承諾の必要がない場合や、債権の売り主が譲受人から売掛債権を回収する業務の委託を受け譲受人に支払う仕組みとなっている場合は、ファクタリングを装ったヤミ金融の可能性もある。

「あなたの債務を整理・解決します」などと広告し、多重債務者から「整理手付金」といった名目で現金などを預かり、整理をしないでだまし

ヤミ金融の手口は日々巧妙になっており、 誰もがターゲットになり得ます。

このチラシはそんなヤミ金融の手口をシリーズ化して、みなさんにわかりやすく解説していきます。

第1回目は「個人間融資」についてです。詳しくは裏面をご確認ください！





ヤミ金融を利用すると生活が**破綻**する恐れがあります！！

ヤミ金融からお金を借りると、あっという間に返済額が膨らむ可能性があります。返済不能になると勤務先や親兄弟・親類まで脅迫や執拗な取立てにあい、精神的に追い詰められてしまうことがあります。



(大阪府 HP)「悪質業者(ヤミ金融業者)とその手口」はこちら⇒

① 相手は甘い言葉で誘ってきます



今月ピンチのあなたへ！

#お金貸します
#個人間融資

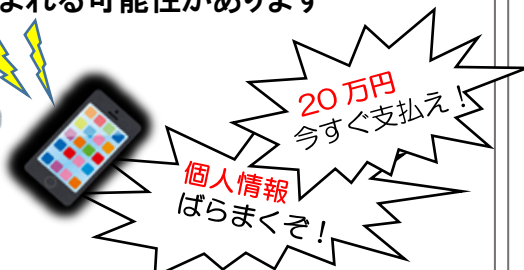
② 連絡を取ると個人情報などを要求してきます



DM であなたの個人情報を送ってください！

5万円貸します！

③ 犯罪に巻き込まれる可能性があります



～個人間融資の手口～

- ☑ 個人間融資とは、SNSなどを通じて見知らぬ人同士が知り合い金銭の貸し借りをすることです。
- ☑ 個人情報を悪用されるなどして思わぬトラブルや犯罪被害に巻き込まれる恐れがあります。
- ☑ また、法外な利息を課せられ、返済しなければ脅迫や執拗な取り立てにあう恐れがあります。



被害にあわないようにするには甘い融資話に惑わされることなく、個人間融資を利用しないことが一番の防衛策です。

ヤミ金融被害を防止するために、次の対策をとりましょう！

借りる前に金融庁 HP で登録のある貸金業者であるか確認しましょう！



電話で確認をする場合は
大阪府金融課貸金業対策グループまで！

万が一ヤミ金融でお金を借りてしまった場合、相談窓口へ連絡しましょう！

【きんざい金融ホットライン】
06-6949-6259

【悪質商法110番】
06-6941-4592

【日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター】
0570-051051
03-5739-3861 (IP電話の場合)